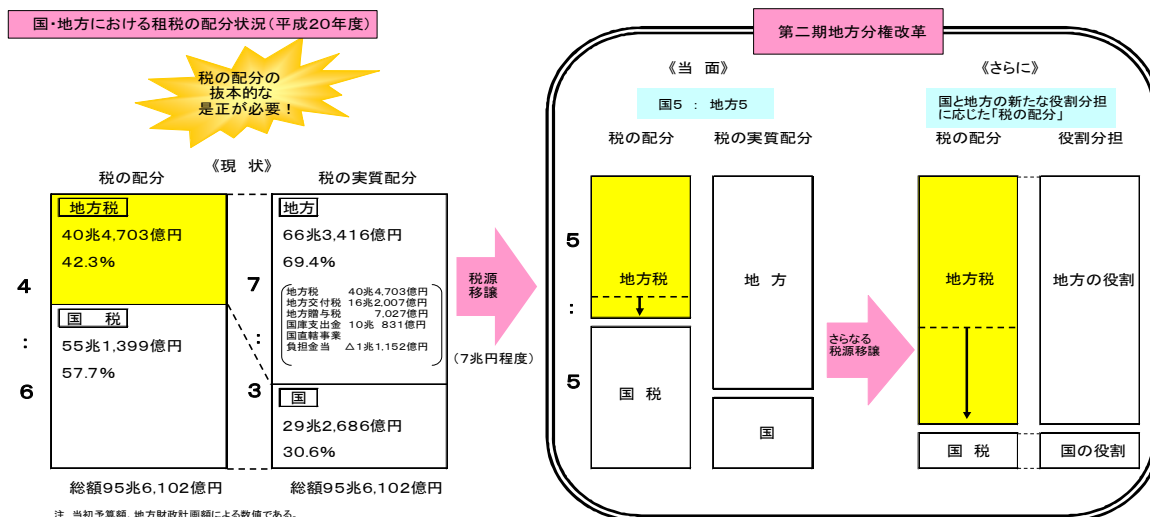


⑤大都市税財政制度の確立への取組

- 現行の市町村税制をはじめとする税財政制度は、昼間流入人口などによる大都市特有の財政需要や、都市の成熟化に伴う更新需要など、大都市の財政需要の実態に見合ったものになっていません。
- 地方公共団体が自主的かつ自立的な行財政運営を行うためには、国から地方への税源移譲により、国・地方の役割分担に即した税源配分の是正を図ること、また、法人所得課税や消費・流通課税などの都市税源の充実により、大都市の実態に即応した税財政制度を確立することが必要です。

●税源移譲を基本とした地方税財政改革の推進

真の地方分権の実現に向け、国と地方の新たな役割分担を明確にしたうえで、その役割に応じた地方税財源の充実確保を図るとともに、地方が自らの責任で効率的な自治体経営を行うために、複数の基幹税からのさらなる税源移譲を進め、地方税中心の歳入体系が構築されるよう、国等に引き続き強く求めていきます。



●大都市特例税制の確立に向けた取組

指定都市が道府県に代わって行っている事務の所要額について、税制上の措置が不十分であり、また、第二期分権改革において新たに道府県から指定都市の役割分担となる事務事業の財源について税制上の措置が必要なことから、道府県から指定都市への税源移譲による大都市特例税制の創設に向け、引き続き国等へ強く求めていきます。